

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

葛巻町中小企業者等エネルギー価格高騰対策 支援金の交付について（お知らせ）

町では、エネルギー価格の高騰により経営に大きな影響が生じている町内の中小企業者等へ、負担軽減による事業継続の支援を目的とした支援金を交付します。

1 交付対象者

- (1) 以下に掲げる全てに該当する中小企業者及び小規模企業者を対象とします。
- ① 町内に事業所を有する法人または町内に住所を有し事業を営む個人
 - ② 日本標準産業分類大分類のうち、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）を営む者
 - ③ 支援金受給後、少なくとも1年以上町内で事業を継続する意思がある者
 - ④ 令和7年1月1日以前に開業している者
 - ⑤ 町税を滞納していない者
- (2) 中小企業者及び小規模企業者とは、中小企業基本法に規定される以下の事業者の事を言います。

① 中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

② 小規模企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

※製造業その他の「その他」とは、他の製造業の分類に当てはまらない、多岐にわたる製品を製造する事業を指します。

2 支援金の額

支援金は1事業者あたり **8万円**を交付します。

3 交付要件

支援金は、次に該当する中小企業者及び小規模企業者に交付します。

令和7年1月から令和7年12月の間に、事業のために使用した電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油もしくは重油の料金の合計額が8万円以上であること。

4 支援金の申請

支援金の交付を受けるためには **申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、町いらっしやい葛巻推進課に提出してください。申請書を受理した後、書類を審査し問題がなければ交付決定通知を行い、その後に支援金をご指定の口座に振り込みます。

なお、申請書の記入や添付書類等については、葛巻町商工会にご相談ください。

【提出書類】

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③使用したエネルギー料金が確認できる書類（確定申告書、帳簿、領収書等の写し）
- ④業種を確認できる書類（確定申告書、履歴事項全部証明書等の写し）



【申請受付期間】 令和8年2月20日（金）～令和8年3月25日（水）

5 申請先・お問合せ

葛巻町役場 いらっしやい葛巻推進課 商工観光担当

〒028-5495 葛巻町葛巻16-1-1

TEL:0195-65-8983/FAX:0195-65-8995/E-mail:kuzumaki1101@town.kuzumaki.lg.jp